

農政産業観光委員会会議録

日時 令和6年7月4日(木) 開会時間 午前 10時00分
閉会時間 午後 2時17分

場所 委員会室棟 第3委員会室

委員出席者 委員長 長澤 健
副委員長 渡辺 大喜
委員 河西 敏郎 山田 一功 飯島 力男 土橋 亨
菅野 幹子 白壁 賢一 志村 直毅

説明のため出席した者

公営企業管理者 村松 稔 企業局次長 雨宮 学 企業局技監 功刀 稔永
企業局総務課長 小澤 哲也 電気課長 槌屋 浩之
新エネルギーシステム推進課長 宮崎 和也

産業政策部長 有泉 清貴 産業政策部次長(産業政策課長事務取扱) 小林 洋一
産業政策部次長 金子 哲也 スタートアップ・経営支援課長 有須田 遥華
成長産業推進課長 小池 一尚 産業振興課長 三科 吾諭子

観光文化・スポーツ部長 落合 直樹
観光文化・スポーツ部次長(スポーツ戦略推進監) 眞田 健康
観光文化・スポーツ総務課長 杉田 浩枝 観光振興課長 齋藤 七二
観光資源課長 村松 達也
南アルプス観光振興室長 村田 勝秀 文化振興・文化財課長 井筒 慎太郎
スポーツ振興課長 二宮 智浩
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室長 雨宮 雄司

農政部長 原田 達 農政部理事 勝俣 匡章 農政部次長 樋田 洋樹
農政部技監 茂手木 知 農政部技監 功刀 徹
農政総務課長 成島 仁 担い手・農地対策課長 原田 武
販売・輸出支援課長 小林 宏行 農業技術課長 手塚 順一郎
果樹・6次産業振興課長 齊藤 典義 畜産課長 相川 忠仁
食糧花き水産課長 大澤 一仁 農村振興課長 柴崎 一彦
耕地課長 浅川 一輝

議題 (付託案件)

- 第69号 山梨県物流基盤の強化に関する条例制定の件
- 第78号 山梨県公営企業の設置等に関する条例中改正の件
- 第80号 令和6年度山梨県一般会計補正予算(第5号)第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

第82号 令和6年度山梨県営電気事業会計補正予算（第1号）
第84号 動産購入の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、企業局関係、産業政策部関係、観光文化・スポーツ部関係、農政部関係の順に行うこととし、午前10時から午前10時17分まで企業局関係の審査を行い、休憩をはさみ、午前10時30分から午前11時23分まで産業政策部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後1時から午後1時36分まで観光文化・スポーツ部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後1時45分から午後2時17分まで農政部関係の審査を行った。

主な質疑等 企業局関係

※第78号 山梨県公営企業の設置等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第82号 令和6年度山梨県営電気事業会計補正予算（第1号）

質疑

（早川水系発電管理事務所の移転について）

山田委員 毎年5月3日に山菜まつりというのを早川町がやっています、そこに私も何度か行かせてもらって、今年は特に奥の発電所のこの事務所のところに行きました。こんな遠いところまで職員が来て常駐しているということに驚きました。基本的に賛成ですが、実際現地でやられている方の業務と、それを今度は甲斐市のこの事務所のあるところも私も見学はさせていただきましたので知っているのですが、その業務をこういう形でやるというところを説明していただけますか。

榎屋電気課長 発電所の管理といたしましては、早川水系の管理事務所はそのまま発電総合制御所に行きますので、管理としては同じようになります。現場には西山ダムの管理がありまして、その部分については2人が4班で交代しておりますので、8人だけは現場に交代勤務で残るようになります。

山田委員 こういう時代ですから効率を目指すということで、職員のワーク・ライフ・バランスもそうですけども、地理的な事情というのはよく理解できていますので、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

渡辺（大）副委員長 先ほどからお話が出ていましたけれど、この早川水系発電管理事務所を移転することなのですが、その理由についてももう一度改めて教えてください。

榎屋電気課長 現在の事務所や職員宿舎は建物の老朽化が著しく、事務所は発電所建物内にあるため、常時振動・騒音にさらされている執務環境です。また、職員宿舎は食堂・風呂・トイレは共同で、プライバシーが確保されておらず、現代にそぐわない構造となっております。さらに、事務所は山間僻地にあるため、多くの職員は単身赴任を余儀なくされており、ワーク・ライフ・バランスを実現できず、大変な負担となっております。

このため、現地への施設の再整備と事務所の移転を比較検討したところ、これらの課題の抜本的な解決が図られることから、事務所を移転することとしました。

渡辺（大）副委員長 甲斐市の発電総合制御所内に事務所を移転するということですが、ここにした理由をお願いいたします。

榎屋電気課長 発電総合制御所は、早川水系の情報収集が可能でありまして、移転に必要な設備がおおむね整っておりますから、最小限の費用で事務所の移転ができます。また、事務所の移転後は、発電総合制御所と同一の建物内となり、所属間の協力により業務の効率化が図れます。さらに、高速道路のスマートインターチェンジが近傍にあるなど、交通事情の良い立地の場所です。以上を踏まえ、発電総合制御所内に移転することとしました。

渡辺（大）副委員長 最後に、移転により事務所は現地から離れることとなりますが、今後問題なく発電施設の管理ができるのか伺います。

榎屋電気課長 移転後の早川水系の発電所の管理につきましては、既に整備を進めてきている監視カメラやドローンを活用することで、遠隔から現場の状況把握が可能であると考えております。また、日常の巡視点検を現地の業者に委託することなどにより、現場への出勤を軽減できると考えています。さらに、早川水系への移動についても、中部横断自動車道が開通したこと、早川町内の道路状況が改善されてきていることなどにより、発電施設の管理が十分可能であります。今後も早川町、地元住民の理解・協力を得ながら、発電施設の適切な維持管理を行ってまいります。

渡辺（大）副委員長 今、ドローンなど遠隔技術なども非常に発展していると思いますので、職員のワーク・ライフ・バランスを実現できるように、今後も頑張ってくださいと思います。

榎屋電気課長 委員のおっしゃるとおり、今でも企業局ではDXを進めておりますので、DXを積極的に推進しまして、維持管理をしっかりしていきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 なし

主な質疑等 産業政策部関係

※第69号 山梨県物流基盤の強化に関する条例制定の件

質疑

渡辺（大）副委員長 よろしくお願ひします。産の2ページです。物流の2024年問題について質問いたします。

働き方改革の推進は、地域経済基盤の強靱化の観点からも重要であり、県も積極的に……。

長澤委員長 渡辺委員、今は条例の部分の審議です。予算の審議は、次なので質問はちょっと待ってください。

渡辺（大）副委員長 分かりました。

志村委員 先ほど説明がありましたけども、第3条の3項の物流関連事業者等に荷主企業が含まれるというところ、当該物流関連事業者が提供するサービスを利用する事業者をいうというところだと思うのですが、これは個人の事業主も入りますか。

小林産業政策部次長 個人の事業者も含めて荷主企業、要は物流事業者へ物資を発注する企業、それが全て含まれる規定と考えております。

志村委員 そうすると、現状物流の非常に増大しているものの中には、通販がありますが、ネットで購入する方も含まれるという理解でよろしいですか。

小林産業政策部次長 今の御質問は、ネットの会社を利用している荷主の会社もという意味でしょうか。

志村委員 個人も含めて。

小林産業政策部次長 個人も含めて対象としております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第80号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関

係のもの

質疑

(物流の2024年問題について)

渡辺(大)副委員長 産の2ページ、物流の2024年問題について質問いたします。

働き方改革の推進は地域経済基盤の強靱化の観点からも重要であり、県も積極的に取り組まれていることは承知していますし、私も2月の一般質問で質問させていただきました。今年4月、トラックドライバーに時間外労働時間の上限規制が適用されましたが、私の周りを見ても物流業界、特にトラックドライバーは拘束時間が長いなど厳しい労働環境下であり、ドライバーの生命、健康を守るためにも時間外労働時間の削減は積極的に推進するべきものだと思います。一方で、物流業界に限らず労働時間の規制に伴う労働力の減少により県民生活への影響が懸念される2024年問題もまた大きな社会問題となっており、県としても対策に取り組んでいく必要があるものと考えております。

そこで、質問いたします。2024年問題は、物流業界に限らず、建設や医療など他の産業でも深刻な問題となっておりますが、今回、条例対象を物流に特化して制定する理由について伺います。

小林産業政策部次長 まず、物流業界でございますが、以前から他の産業と比べても年間労働時間が長い、一方で年間所得が低いという、特にトラックドライバーの厳しい労働環境とか多重下請構造に起因する安価な料金設定など、非常に構造的な課題を抱えている業界と認識しております。

また、物流が停滞すれば、日常生活の利便性の低下にとどまらず、企業の経済活動、物流業界に限らず他産業にも多大な影響を与えるということになると思っております。

こうした中で、国でも昨年度、政策パッケージを相次いで策定しておりまして、抜本的、総合的な物流革新に取り組むということで動き出しております。本年4月には、多重下請構造の是正に対する規制的な措置、こういった法制化もしたところがございます。

県としましても、物流の停滞による社会的影響が極めて大きいということを鑑みまして、物流基盤の強化に向けて可能な取組から速やかに対応できるようにするため、本県独自の条例を今回制定しようとするものでございます。

長澤委員長 申し訳ありません。先ほど私が、予算の部分の質問だと思ったので渡辺委員の発言を止めてしまったのですけれど、今の質問は条例の内容になっています。条例については、申し訳ありませんが、先ほど可決してしまったので、この質問は今の部分でちょっと止めてもらって、申し訳ないですけど、所管事項のところでも再度してもらっていいですか。

渡辺(大)副委員長 分かりました。

(G I 山梨・甲州ワインプロモーション戦略策定事業費について)

飯島(力)委員 課別説明書の産の4ページ、G I 山梨・甲州ワインプロモーション戦略策定事業費について伺います。

県産ワインのブランド力向上と輸出拡大を図るため、アフターコロナにおける最新の市場動向を踏まえたプロモーション戦略を策定することとなります。これまでも県ワイン酒造協同組合が実施する海外のプロモーションに対して支援しているとは承知していますが、今回この事業を実施することになった経緯を伺います。

三科産業振興課長 県ワイン酒造協同組合が平成21年から15年間、ロンドンでプロモーションを実施しておりまして、開始前はゼロ本だった甲州ワインの輸出量は、ここ数年五、六万本で推移しているところです。今年、令和6年2月に4年ぶりに協同組合が実施しました現地プロモーションの結果、コロナ禍の影響によりこれまで重視していました飲食店での消費が減り、家庭での個人消費に向けた小売店での販売が増加しており、市場が変化しているということが判明いたしました。これまでの活動を市場変化の実態に合わせ、さらなる販売につなげる内容に高めていくためには、外部の意見を取り入れた見直しが必要な状況と考えまして、今回計上いたしたところでございます。

飯島(力)委員 甲州ワインのさらなる高みに向け、本事業に期待しているものでありますが、今回行おうとする事業の具体的な内容について伺います。

三科産業振興課長 今回は、県が主体となりまして、アドバイザー助言の下、事業者に対しヒアリングを行い、これまでの手法についての課題や問題点の洗い出しを行うこととしております。そこで明らかになりました課題や問題点を踏まえ、市場調査の内容を検討することとしており、主な調査項目としましては、甲州ワインの強みや弱み、英国市場での売れ筋銘柄の流通経路ですとか、アジアも含めた最適なアプローチ手法などを想定しております。アドバイザーの助言や市場調査の結果を受けまして、令和7年2月に予定されています今年度のプロモーションの改善及び来年度以降の新たなプロモーション戦略の策定を事業内容と考えております。

飯島(力)委員 この事業により甲州ワインがこれまで以上に世界に知れ渡り、各国のワイン愛好家から求められる存在になることを期待します。
最後に、プロモーション戦略の策定により期待される効果について伺います。

三科産業振興課長 市場調査は、これを踏まえました今後の戦略に専門的視点を取り入れることで、より効果的なプロモーションが可能となり、また英国のみならず、アジアも含めた海外へのアプローチ手法を取り入れることにより、グローバルな市場でのブランド力向上と輸出量の増加が期待されることと考えております。

(物流2024年問題影響調査費について)

志村委員 物流2024年問題影響調査費504万円について伺いますけれども、まずこの調査の内容や対象を教えてくださいませんか。

小林産業政策部次長 まず、対象でございますが、貨物運送事業者、倉庫事業者、その他荷主企業ということで、今の段階では計600社程度を想定しております。
調査の手法は、アンケート調査と一部ヒアリング調査を併用することを考えておりまして、内容は、本県物流の特徴、物流の2024年問題の具体的な影響、あと物流業界や行政、消費者に求める取組を現在想定しているところでございます。

志村委員 条例も制定するというのもあって、新たに施策をやっていくということですが、山梨県に今年度末までの計画期間の物流等基本計画というのがあると思うのですが、その計画というのはこれとリンクしてくるものなのではないでしょうか。

小林産業政策部次長 今のところ特に計画を改正するとか、そういった想定はございません。

志村委員 それから、県内のトラックドライバーはどれぐらいいるのか、現状で把握はされているのでしょうか。

小林産業政策部次長 今回のトラック協会加盟の企業数が350社というところがあるのですが、具体的な数字については確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

志村委員 2017年版なのでちょっと古いですけど、帝国データバンクのリーサーペーパーで、山梨県内の貨物運送事業者の調査をしたところ、2011年以降、6年連続増収だと。その時点でネット通販が売上げを牽引しているのですが、課題は人手不足だと言われていました。今回調査をされて、本当に山梨県の必要なトラックドライバーの数というの、いろいろな統計あるいはシンクタンクの調査だと、2030年でも多分3,000人とか、そういう規模で必要なところ、そこに多分何百人という単位で足りないと言われていました。

それから私も青果物を出荷したりするときに課題になっているのは、横持ちといって、集荷したものをある程度たくさん集まるところまで持って行って、さらにそこから京浜とか関西とかに行くという、横持ちの部分でドライバーが拘束されたりとか、パレットを共通化するとか、いろんな課題がありますけど、そういったところも含めて、山梨県内の物流が円滑に進んでいくような調査内容になるといいなと思っているのですが、最後にそのお考えをお聞きしたいと思います。

小林産業政策部次長 まさに委員のおっしゃるとおりでございます。特に果樹の部分につきましては、山梨県に特徴的な物流の形態だと思いますので、その辺はしっかり詳細に調査していきたいと思っております。

私どもも、4月以降、6月末時点20社以上ぐらいの事業者さんにいろいろヒアリングをさせていただいたりしている中で、やはり人材不足が今の時点では一番の共通の問題として捉えております。こういったところを専門機関に調査をお願いすることで、より詳細に分析をいたしまして、単なる集計ではなくて、しっかり内容を分析させていただいて、それをしっかり施策に反映させていきたいと考えているところでございます。

長澤委員長 執行部に申し上げます。先ほど、志村委員からトラックドライバーの数についての質問がありましたけれども、これは確認を行った上で、後ほど答弁を願いたいと思っておりますけれども、いつ頃答弁できますか。

小林産業政策部次長 申し訳ありません。今正確な数字を確認しておりますので、後ほど資料提供というような形でよろしいでしょうか。

長澤委員長 委員各位に申し上げます。ただいま志村委員からの要求ありました資料に対しましては、委員会として執行部に要求してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

執行部に申し上げます。ただいま志村委員からの要求がありました資料につきましては、資料作成後提出をお願いいたします。

菅野委員 産の2ページの物流問題の調査費に関してお伺いします。

トラックドライバー等の労働環境が非常に劣悪ということで、こういった問題も調査するという経過があるかと思えますけれども、全産業平均で比べて労働時間が非常に長く、さらに賃金では全産業平均よりかなり低いということで、過労死も14年連続最悪になっている状況があると承知をしております。こうした状況から今回の調査がされるということですが、6月に新聞報道では、山梨県トラック協会が会員企業を対象に、同じような2024年問題に関して調査をしたと公表されておりました。そちらは拘束時間と残業時間、それから残業時間の短縮などについて、結果が一定公表されていたわけですが、そちらのトラック協会が行った調査と、今回県として行うこちらの調査の内容、関係することもあるかと思えますが、トラック協会の調査等も参考にした上で検討されるのか、教えてください。

小林産業政策部次長 当然、トラック協会とも常に情報共有しながら進めておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

ただ、今回はより詳細な調査を想定しておりますので、そこは、今後しっかり調査事業者とも内容を詰めて、効果的な調査になるように努めてまいりたいと思っております。

菅野委員 承知しました。

今回の調査については、先ほど御説明にもありましたけれども、低賃金の一番の原因となっていて、実態が見えにくいとされている多重下請の解消、それから労働環境などの処遇改善にどう結びつけるかというのが、とても重要だと考えますけれども、その点について、改めてお考えをお聞かせください。

小林産業政策部次長 確かに、多重下請構造というところは業界の長年の問題であるということとは分かっておりますが、ただ個々どういう実態にあるかというところがやはりなかなか見えておりませんので、そちらについては今回の調査でより明らかになっていきます。今、国も規制的な取組を進めておりますので、県としてそこをどのように補完していくかとか、そういったところをしっかりと調査の上で施策に結びつけていくように取り組みたいと考えております。

菅野委員 先ほど条例の制定ということでありましたけれども、今回の調査結果が、今後この条例に反映されるということも想定されるという理解でよろしいでしょうか。

小林産業政策部次長 それは、条例を改正という意味のことでしょうか。

菅野委員 条例の中身に今回の調査結果から出てきた課題なりが何らか反映されるのかということをお伺いしたいです。

小林産業政策部次長 まずは、今回条例を制定させていただきまして、その中の一つの取組として調査も行って、そこがより具体的な施策に結びつくと、そういう流れになるかと承知しております。

(産業集積促進助成金について)

菅野委員 では、次にもう一点伺います。産の3ページの産業集積促進助成金についてお伺いします。

今回補助対象となった企業などについては一覧表で示されているとおりで承知をしておりますけれども、昨年度対象を拡大した宿泊業についてお伺いした

と思います。

こちらは一覧表にないということですので、申請自体がなかったのかどうか、あわせて、問合せという点ではそういった企業があったかどうかということについて伺います。

小池成長産業推進課長 今回の対象企業は、産業政策部の説明資料に記載したとおりでございます。4社ございまして、申し上げますと、中星工業、オキサイド、アシストシステムサイエンス、東京エレクトロンテクノロジーソリューションズでございますが、このうちオキサイド、アシストシステム、東京エレクトロンにつきましては、昨年度改正した、新たな交付要綱に基づく交付となっております。

あと、今回の対象事業者は、記載しております半導体等でございますので、新たに昨年度拡大した宿泊事業者については入ってございません。お問合せはございますが、具体的な段階に至っているものはありません。

菅野委員 そうすれば、制度について問合せがあったということで、今後何らか条件が整った時点で申請があるかもしれないというような状況も可能性として考えられるということでしょうか。

小池成長産業推進課長 御質問の昨年度の改正した宿泊業につきましては、かなり大規模なものを想定しておりますが、現時点でまだそのような話は具体化しておりません。

菅野委員 承知しました。

では、もう一点伺います。今回の助成金の申請企業の中では、交付要綱に則って企業を決定するものと承知しております。今回4つある企業のうち、東京エレクトロンテクノロジーソリューションズ株式会社というのは、東京エレクトロンの子会社だと思いますけれども、こういった大企業に7億5,000万円ですか、そして債務負担行為があるということで、一企業に対しては金額が大きいのではないかと考えますけれども、この会社に交付を決定されたという理由は何かありますか。

小池成長産業推進課長 要綱に基づいて決定はしておるんですが、東京エレクトロンテクノロジーソリューションズは、東京エレクトロンの関連会社でございます。ここに付きまして、要するに半導体関連産業というのは、交付要綱でも優遇措置を設けていますとおり、経済への波及効果が非常に大きいので、その点に着目した要綱に基づいて、事業者から申請いただきまして、粛々と交付決定させていただきました。

菅野委員 先日、7月2日付の新聞報道によりますと、知事が2023年度に補充した資産として、東京エレクトロンの有価証券を100株購入したということになっていました。そういった関係の企業がこういった助成金の対象になっているということについて、県としてはどのように考えますか。

小池成長産業推進課長 本助成金は、あくまで、製造業の事業者さんが産業集積の促進ですとか雇用の創出に効果があるので、その立地に対して補助するものでございまして、御質問の点とは関係がないものと考えております。

菅野委員 では、最後にします。答弁いただいたとおりなのかなと思いますけれども、少なくとも、こういった県の事業として、かなりの大きい額が助成金として補助されるということですので、そういった少しでも疑念が残らないような形に

していただくのいいかなとは思いますが。

小池成長産業推進課長 要綱に基づき、機械的にしっかりと交付してまいります。

(物流2024年問題影響調査費について)

小林産業政策部次長 先ほど志村委員から照会がございました県内のトラックドライバーの数ということで、ただいま確認ができましたので、こちらで今述べさせていただきますようによろしいでしょうか。

あくまでも県のトラック協会に加盟しているドライバー数ということが前提になりますが、昨年の9月時点でおおよそ6,700人程度と捉えております。

志村委員

分かりました。もちろんトラック協会に加盟していない事業者さんもあるという理解でいいのかなと思えますけど、それがどのぐらいいるのかも含めて、県の統計で見ると、道路貨物運送業というのが452事業所あって、8,842人という数字が出ています。そこも含めて、トラック協会を通さないとやりにくいところもあるのか、それとも通したほうが情報収集しやすいのかもしれないですけど、そうでないところもカバーできれば本当は、皆さんが協会に加盟して下さっているわけでもないの、その辺も含めた調査になるといいなと思えますので、よろしくをお願いします。

(債務負担行為について)

白壁委員

債務負担行為のところをもう一度腑に落ちるように説明してもらいたいです。これは、令和6年度に5億円で、令和7年度に2億5,000万円で、東京エレクトロンテクノロジーが合計で7億5,000万円と。令和6年度の段階のところ、成長産業の助成金の債務負担行為のところ5億円で。当初交付決定したときには5億円がアップだったから、5億円で令和6年度には乗っけて、蓋を開けてみたらもうちょっとあったから7億5,000万円にというふうに見えるのだけど。そんな地方財政法違反のようなことはしないと思えますが、もうちょっと腑に落ちるように説明をしていただけますか。

小池成長産業推進課長 ただいまの御質問ですが、産業政策部説明資料にございますとおり、東京エレクトロンテクノロジーソリューションズの投下固定資産額というのは123億円ぐらいありまして、それが大きいゆえに、県内事業者さんに交付するアップの7億5,000万円となります。この申請自体は、今後交付申請を受け付けますので、この要綱では、財政負担が一時的にどんと上がらないように5億円という要綱にさせていただいておりますので、まずもって一番最初の今年度の申請及び交付は5億円、来年度分は2億5,000万円を交付すると、そのような流れになります。

白壁委員

債務負担行為は5億円以上を超えてはいけないという規則でもあったのですか。

小池成長産業推進課長 5億円というものが法定等されているものではございませんので、あくまで財政上の負担に基づくものです。例えば、熊本県の要綱ですと、単年度で3億円という規定になっております。各県の事情によるものだと考えていただければと思います。

白壁委員

山梨県の場合には5億円を一つのめどとして基準を決めているのだけど、明確なものはないということですか。ちゃんと明確なものはあるから5億円にし

ていって、残りの追加分の2億5,000万円を令和7年度にやるよと、というふうに明確に言ってくれと、納得できる。

小池成長産業推進課長 委員のおっしゃるとおりでございます、この交付要綱にきちんと5億円とは記載してございます。それに基づいて5億円です。

白壁委員 了解しました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第84号 動産購入の件

質疑

志村委員 まず、X線CT検査装置の内容を説明していただけますか。委員会の県内調査で産業技術支援センターに伺ったときに、X線の周りが電波をガードする部屋の中で見せていただいたような気がするのですが、それと似たようなものという理解でいいのかどうか、お願いします。

有須田スタートアップ・経営支援課長 県内調査で御覧いただいた甲府の産業技術支援センターの電波暗室については、物から電波が生じているかどうかを確認いただくような装置になってございまして、今回導入するのは、X線のCT装置、つまり試験体にX線を照射しまして、その透過したX線を検出しまして、試験体自体を壊さずともその内部の小さな欠陥や内部構造がどうなっているかということのスキャンして可視化するような装置となっております。そのため、電波暗室とは異なる機能を有するものとなっております。

志村委員 承知しました。

産業用と医療用の大きく2タイプがあるとお聞きしたのですが、これは産業用と理解でいいのかなと思うのですが、入札して、テスコさんというところがこの価格で手を挙げてくださったということだろうと思うのですが。ただ、結果を見ると、超過、超過と2回の入札でもなっているのですが、県でイメージしたものよりも入札金額が高かったということは、X線検査装置自体は、もうちょっと抑えた金額でやれるものをイメージしていたのか、オーダーで入札の公告を出したときに、事業者さんのほうでこの金額で出してきたのか、そのところの整合がどういうふうに理解したらいいのかなと、入札の結果を見て思ったんで、もし説明していただけたら教えてください。

有須田スタートアップ・経営支援課長 委員御指摘のとおり、2回入札いたしまして、落札がなかったということで、2回目の応札者のテスコ株式会社と協議して、この価格となっております。

今御指摘いただいた機能や性質のところですが、おっしゃるように今回予定価格にかなり接近した形の価格となっておりますけれども、こちらは昨今の円安による輸入物価の高騰でしたり、あとは資源価格の高騰を受けて予定価格に接近した落札となっていたものと思われま。

志村委員 ということは、やっぱり機器自体は国内で製造しているというよりは、中に入っている部品などかなり輸入に頼っている機器という理解でいいのでしょうかというのを最後にお聞きしたいと思います。

有須田スタートアップ・経営支援課長 輸入している部品もございますので、こういった経緯になっているものと思われま

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(物流基盤の強化に関する条例制定の件について)

渡辺(大)副委員長 よろしくお願ひします。先ほどの物流基盤の強化に関する条例の制定の件についてです。

物流に特化して制定する理由については先ほどお伺ひいたしましたので、その次から質問させていただきます。

条例案には、行政や業界の責務だけでなく、県民の理解と協力についても規定されていますが、県民にも協力を求める理由についてお伺ひいたします。

小林産業政策部次長 県民の理解と協力の規定でございます。先ほど御説明した中にもありましたが、トラックドライバーの長時間労働の要因の一つの中に、宅配便の再配達も挙げられております。ただ、物流停滞の懸念に対する消費者の皆さんの認知度というのは、いまだ十分ではない状況でございます。この再配達の削減におきましては、ゆとりある配達時間の設定とか、置き配の活用、こういったものは消費者としての県民の皆さんにも重要な役割を担っていただく必要があるということで、理解と協力という規定を今回盛り込んでいただいております。

渡辺(大)副委員長 分かりました。ありがとうございます。国や物流業界も幅広い対策を講じている中、条例案には、県の基本的施策が規定されていますが、これらの施策を選定した背景についてお伺ひいたします。

小林産業政策部次長 4つの規定を選定した理由ということでございますが、例えば、国においても商慣習の見直しに向けた法改正とか物流の高効率化に資する物流DXの導入促進などに取り組んでおります。

こうした中、県としては、県民生活や地域の経済活動により近い立場で取り組むべき施策という視点で、今回選定をしております。

例えば、第7条第1号では、まずは県民生活の利便向上に資するという、これと同時に配達人の負担軽減にも期待できる取組としまして、再配達の削減を規定しております。このほか、例えば第2号では、先ほどからお話が出ていますトラックドライバーの労働環境、あとは人材確保、こういったものの支援というのが、既に多くの事業者さんからも喫緊の課題として上げられておりますので、今後速やかな対応が必要な取組の一つであるという観点から盛り込んで

でいるところでございます。

主な質疑 観光文化・スポーツ部関係

※第80号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（美術館附属デザインセンター事業費について）

渡辺（大）副委員長 課別説明書の観の4ページ、美術館附属デザインセンター事業費について質問いたします。

知事の公約に位置づけるデザイン先進県を具体化する事業と承知していますが、その内容についてお伺いいたします。

まず、デザインセンターはデザイン思考による社会的課題の解決を図ることを目的にするとのことですが、センターの担う役割を教えてください。

井筒文化振興・文化財課長 デザインセンターにつきましては、デザイン思考を活用した政策形成や地域活性化、地場製品のデザイン力の強化などを担う施設となります。政策デザインの分野では、庁内での政策立案のプロセスにデザインセンターが関わってアドバイスしたり、そこにデザイナーを入れることによりまして、デザインの手法を政策形成に取り入れていく支援を行います。

地域デザインの分野では、持続可能性や多様性といった時代の潮流を踏まえつつ、地域内外にある資源や技術をどのように組み合わせるパッケージングすれば、より大きな付加価値を提供できるのか、その道筋をデザインの手法で明らかにしまして、地域活性化につなげていきます。

プロダクトデザインの分野におきましては、地場製品などの高付加価値化に寄与するため、美術館に附属する強みを生かしまして、アートと結びつけた洗練されたデザインを生み出す支援を行ってまいります。

また、県内外で活躍しているデザイナーやアーティストなどのネットワークを構築し、コミュニティーの形成を図りまして、企業や地域など民間を巻き込んで、県全域で新たな価値が自律的に創出されていくような仕組みを構築していきたいと考えております。

さらには、デザイン思考を持つ人材を幅広い層で育成するための学びの機会を提供するなど、県内にデザイン思考を波及させるハブとしての役割を担う施設としてまいります。

渡辺（大）副委員長 ありがとうございます。デザインセンターが中心となり、デザイン思考という新たなアプローチにより、効果的な施策展開が、行政だけでなく幅広い分野の方々の参加も図られること、またデザイン力の向上により様々な分野での本県の価値が向上することを期待しておりますが、ここで、なぜ防災新館に整備するのか、その理由についてお伺いいたします。

井筒文化振興・文化財課長 防災新館につきましては、広く県民に認知された施設でありまして、甲府駅から徒歩5分の場所に位置する利便性の高さ、それからスクランブル交差点など周囲からの視認性も高いことから、様々な人々が交流しやすい場所であることを考慮して選定いたしました。

また、デザイン施策を全庁的に推進していくに当たりまして、庁内の関係す

る所属と連携を取りやすいこと、それから防災新館内にごございます会議室やカフェなどの機能を活用できるメリットも考慮して選定をいたしましたところで

す。

渡辺（大）副委員長 では、整備内容はどのようなものか、お伺いいたします。

井筒文化振興・文化財課長 整備内容でございますが、デザインセンターは、防災新館2階正面の入り口から入りまして突き当たりの会議室を改修して整備をいたします。面積は163平米ほどとなります。本県のデザイン推進拠点として、県民に大きな期待感を抱かせる魅力あるデザインセンターとなりますよう、また全国に例のない全く新しい形の総合型のデザインセンターにふさわしい洗練された空間となるように整備をしております。

デザイナーやアーティストだけでなく、デザインに関心のある方やデザイン思考を生かした経営や事業展開を図りたい方などが気軽に訪れることができ、デザインに関する人、情報、知識、物などの交流の場として機能し、そこからイノベーションが生まれていくようなシンボリックな空間をつくってまいりたいと考えております。

志村委員 今回のデザインセンターに関連して、まず、このデザインセンターの機能、防災新館に設置して、そこでデザインセンターとしてどんな機能を発揮するような施設になるのかというのを詳しく教えてください。

井筒文化振興・文化財課長 機能と役割というところが重なるところはありますけれども、どんなことをデザインセンターで担うかということにつきましては、先ほども申し上げたとおり、地域活性化にデザイン思考を取り入れる地域デザインの分野でありますとか、あとは政策形成にデザイン思考を取り入れる政策デザインの分野。それから、従来どおりのプロダクトデザインの分野。それに加えて、デザイン思考の普及機能。普及機能だけでなく、デザインセンターにおいてデザイナーだけでなくアーティスト、それからコンサルタントとか地域活性化に取り組んでいる方とか、関係する方々のネットワークが形成されて、コミュニティが形成されるような、そこからそういった人たちの協力も得ながら、今申し上げました地域デザインとか政策デザインとかプロダクトデザイン、そういったところにもいろいろとお力を頂けるような、そういう機能を持たせてまいりたいと考えております。

志村委員 承知しました。

そうしますと、このデザインセンターが実際出来上がって運営していくのに当たっては、直営でやろうと考えているのか、あるいは委託をしようと考えているのでしょうか。

井筒文化振興・文化財課長 運営につきましては、直営方式としまして、美術館に附属する一つの組織として整備、設置をしたいと考えております。

志村委員 昨年、デザインセンターの設置に向けての調査を1,900万円だったか2,000万円弱ぐらいでやられているかと思うのですが、その仕様書の中には多摩美術大学との連携とかということも出てきていたので、デザインセンターが実際にできてからもそういった美術系、デザイン系の学生さんとか事業者さんとかとも連携するような場になるのかということと併せて、その仕様書の中には産業技術センターのデザイン関係のものもきちんと調査の中で把握した上

でどう生かしていくかという内容もあったかと思うのですが。デザインという形でいうと、いろんな、産業政策部にも関わるようなところもあったりして、そういったものをぎゅっとデザインセンターのところで県民の方とかいろいろな関係者の方が、そこでも触れることができるような、私はそういうイメージを持っていたのですが、そのような理解でよろしいのかどうかというところを御答弁お願いします。

井筒文化振興・文化財課長 多摩美術大学との連携と、産業技術センターとの関わりというような2点の御質問であるかと思いますが、まず、多摩美術大学との連携につきましては、知事も所信で申し上げているとおり、また代表質問でもありましたけれども、デザイン分野で非常に強みを持つ多摩美術大学から著名なデザイナーを招聘して、デザインセンターの運営などに関わっていただいたり、助言を頂いたりということを考えております。

それから、学生さんというようなこともございましたけれども、多摩美術大学の学生さんにも、例えば普及事業、ワークショップみたいなところを、それから商品開発というようなところでも、若い人の意見を頂くというような形で、今後、多摩美術大学とも協議して関わっていただけたらと考えております。

それから、産業技術センターとの関わりについては、産業技術センターにもデザイン技術部というところはございますので、庁内でいかに連携して、より高い効果を発揮していくかというところが大事になるということももちろん考えておまして、このデザインセンターの調査報告書が出まして、その後どういった組織に再編すべきかという中で検討を進めてきたわけです。最終的には、デザインセンターと産業技術センターのデザイン技術部とは担う内容が異なるというところがあって、それぞれがそれぞれに得意分野をしっかりとこなして、その上で連携していくということで、より効果を発揮できるという整理をしております。

具体的にどこが重なるかというところ、プロダクトデザイン、工業デザインの部分になるわけです。

長澤委員長 執行部に申し上げます。説明は簡潔にお願いします。

井筒文化振興・文化財課長 そこが重なっておりますが、しっかりすみ分けをしているところです。

(大型映像作品撮影等招致事業費補助金について)

菅野委員 観の2ページの大型映像作品撮影等招致事業費補助金について伺います。

こちらについて、どのような目的で行う事業なのか、改めて御説明をお願いします。

齋藤観光振興課長 今回の目的でございます。

本県の宿泊者数ですけれども、コロナ禍前と比べていまだ回復しておらず、宿泊者数の増加に向けた迅速な対応が必要となっていると思います。

また、本県には小規模のロケの案件が多い状況でございますので、大型映像作品を誘致することで消費額の拡大を目指すものでございます。

菅野委員 承知しました。宿泊者数の回復に向けた迅速な対応ということですので、こちらに書かれてあるような経済的な効果というのは一次的なものであるかなと承知しております。

つきましては、今回は一次的なものということですが、今後、こうい

った二次的な効果を狙ったような補助金等も検討されるのでしょうか。

齋藤観光振興課長 今回実証ということですので、影響を見まして、また次年度以降考えていきたいと思っております。

菅野委員 いずれにしても、こちらに書かれてあるとおり、今回はかなり大型の作品を招致するという事業になっているということで、撮影場所いかんによっては、県内でも一部地域の事業者のみが潤うような結果にならないかなということもちょっと心配するのですが、県の対策というか、県の補助金ですので、より多くの事業者が補助金の効果を実感できるものにしたほうがいいのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

齋藤観光振興課長 大型ですが、こちらは作品の大きさではなく経済規模ということになりますので、例えば2名の方が長い間宿泊するといったことでも構いません。

菅野委員 先ほどからの繰り返しにもなりますけれども、経済波及効果を考えた場合は、より多くの製作会社の方を招致して、より多くの地域、それから事業者を利用していただくというほうが幅広い経済効果が得られるのではないかと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

齋藤観光振興課長 今回、補助上限額として2,000万円ということで準備をしております。例えば、下限が500万円、1,000万円以上であれば、その2分の1、500万円を補助するということになりますので、500万円の事業者、1,000万円の映像を撮る補助金500万円の事業者であれば4件ということになります。

菅野委員 こちらの補助金を申請するにあたっては、恐らく何らかの規定を設定して対応されるものだと思いますけれども、先ほど少しお話がありましたが、宿泊人数とか日数に応じて施設を複数利用していただくとか、食事の際もお弁当注文などの際は複数事業者を利用していただくとか、そういった何らか還元される事業者が増えるような規定内容というのでも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

齋藤観光振興課長 予算成立後ですが、これより仕様書を策定しますので、その中で決めていきたいと思っております。

菅野委員 承知しました。
ぜひ、多くの地域、事業所の方がこういった効果を得られるように検討いただきたいと思っております。

白壁委員 この事業は新規事業で、今までこういった撮影フィルムコミッション系統にはこういう補助金はなかったと思います。今まで、富士の国、いわゆる観光推進機構がやっていたところの上乗せという考え方でいいのですか。

齋藤観光振興課長 今まで観光推進機構のフィルムコミッションに人件費として補助をしておりました。今回、作品の補助ということで全く新しいものになります。

白壁委員 それは分かるのだけど、要は、今回の事業はやはり今までの富士の国、いわゆる観光推進機構のフィルムコミッションの事業として一つ加えて、その補

助ということでいいのですか。それとも、観光文化・スポーツ部として単独にどこかの課がやるための予算なのですか。

齋藤観光振興課長 今回、執行は県で行う予定です。ただ、フィルムコミッションに職員がおりますので、その職員と一緒にこの事業は進めていきたいと思っております。

白壁委員 いずれにしても観光推進機構に出向しているところで、観光推進機構が一番情報を持っているわけだから、言うなれば県がやるのだけど、観光推進機構と一緒にやってやるということによろしいですか。

齋藤観光振興課長 そのとおりでございます。

(身体障害者総合援護費について)

菅野委員 観の5ページの身体障害者援護費のところの諸収入について内訳を教えてください。

二宮スポーツ振興課長 諸収入は、日本パラスポーツ協会業務委託事業の収入として、パラスポーツ協会からお金が入ってきまして、今回10分の10の費用となっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(スケートボードの甲府中心街での利用について)

菅野委員 スケートボードの甲府中心街での利用についてお伺いします。

スケートボード愛好者からの要望に応えるという形で、第2・第4土曜日の午後、県庁の本館前を開放して、甲府中心部エリアで安全にスケートボードを楽しめる場所を確保したということを知っております。その際はフェンスの設置をしたりとか、警備員の配置をされるということを知っておりますが、その一方で、県庁本館前のエリアの道路を挟んだ向かい側の広場で、スケートボード禁止区域で看板も設置されている場所であるにもかかわらず、平日・夜間を問わず利用している方がいらっしゃるということで、一部周りの住民の方から騒音等に悩んでいたりと、体調を崩している方もいらっしゃるという相談を受けております。そうした方への対応と、それからそういった状況があるということについて、県は把握をしていいらっしゃるかどうか、お伺いします。

二宮スポーツ振興課長 今回、中心街は禁止区域があつて、自由にスケートボードができないということで、県庁にスケートボードエリアを設置させていただいたところがございます。その道路を挟んで反対側、甲府市が管轄していると思っておりますが、甲府市からもそういった情報は伺って承知しております。ですので、そういった方々が県庁のスケートボードエリアを利用させていただくように、広報活動を進めてまいります。

菅野委員 承知しました。やっぱり愛好者の方がいらっしゃるという点と、近隣の住民の方との共存といいますか、安全な生活を確保する、維持するということから、双方環境を維持されるというのが望ましいと思いますので、極力、禁止区域での利用をしなくて済むようなエリアの開放とか設定というのが必要ではないかなと思うのと、あわせて、騒音など禁止区域での利用で困っている方がいた場合は、市との関係もあると思いますが、ぜひ協力して対応していただくように要望して終わります。

二宮スポーツ振興課長 御意見ありがとうございます。スケートボードエリアについては、利用実態等を聞き取りながら、エリアや日にちの拡充なども検討させていただきながら、禁止エリアでやられている方々が、ぜひともこちらに出向くようにしたいと思っております。

(国民スポーツ大会の選手派遣費について)

志村委員 今年度、スポーツ振興課の当初予算に、国民スポーツ大会の選手派遣費を1億5,000万円程計上していますが、予算額の話ではないんですが、今年も開催が10月なので、9月定例会の委員会では間に合わないの、今のうちにお話ししておきたいのですが、様々な種目があって、国スポに出場したり、今年も関東ブロック大会も関東大会もある中、山梨県が主幹県ということで、様々な競技の選手が成果を上げるよう努力されています。国スポの開催には、競技によって派遣選手の構成も様々だと思います。滞在日数や競技種目の実施日によって、例えば、交通手段や宿泊日数に違いが出たりします。これは、選手団、チームとして行く中で、先に行く選手、後から行く選手、もちろん監督や役員は行きますが、ある程度まとまって、本選の決勝までいく間、何日間かありますが、その間はできればチームのメンバー全員が滞在して応援できたらいいということ、実際に競技している選手たちから聞いております。

ただ、どうしても負けてしまった選手は帰ってこなければならぬということもあって、選手の派遣費用を補助するための要綱または基準があると思いますが、弾力的にできないか御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

二宮スポーツ振興課長 国民スポーツ大会の派遣費用については、補助金交付要綱に則ってやっていると、委員のおっしゃるとおり、そういった意見等も聞いておりますので、他県の状況等も見ながら研究させていただければと思います。

志村委員 それから、もう一点。出場する選手が決まって、1か月前でしたか、実際にかかる費用の申請手続が要綱に基づいてありますが、これも競技種目によって早くから国スポ代表選手が決まる競技もあれば、割と近くならないと決まらない競技もあります。実際は、決まったら、もう選手たちはすぐ宿泊場所と交通手段の確保をしなければならないのです。しかも、例えば航空券や新幹線などの公共交通機関を使うにしても、早めの予約がお得です。宿泊もそこに集中するので、遅く決まったり、または交付が決定してからということになると、いい場所が確保できないとか、交通手段が確保できないということもあるので、そこも、もちろん可能な限りやっつけていただいているとは思いますが、決まったら速やかに手続きできるように、運用の面をぜひ改善をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

二宮スポーツ振興課長 予選がない競技もあり、申請については、事前に相談が来ているところではございます。今、予選会をやっているところで申しますと、変更申請も

できますので、そういった形で対応することも可能だと思っております。そういったことを競技団体に周知して、可能な範囲で柔軟な対応を取りたいと思います。

主な質疑 農政部関係

※第80号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（やまなしカーボンフリー農業モデル事業費について）

飯島（力）委員 課別説明書、農の2ページ、マル新やまなしカーボンフリー農業モデル事業費について何点か伺います。

農業分野での脱炭素化の取組は、環境負荷の低減とブランド力の強化による収益向上を図るとのことですが、農家にとってメリットのある取組だと思います。先ほど、農業分野の脱炭素化を実現するため、販売間もないEV軽トラックや電動農機の実証を行うと説明がありましたが、環境負荷の低減については、農業機械類の電動化によるCO₂の排出削減に取り組むことが重要と考えますが、県試験場での効果実証は具体的にはどのように行うのか、教えてください。

手塚農業技術課長 まず、EV軽トラにつきましては、やはり出力やトルクがガソリンに比べて小さいということがございます。農地や傾斜地、そういったところでは電力消費量も多くなるということが可能性として考えられます。そのため、操作性や走行性、走行時間など、実際の圃場で使いまして比較実証をいたします。

次に、電動農機につきましては、バッテリーの駆動時間や充電時間、一つの作業工程での充電回数やバッテリーの必要性、そういったところの確認をさせていただきます。あわせて、ガソリン車やガソリンを使った農機具類と比較しまして、代替使用でガソリンの削減量、それに基づくCO₂の削減量を算出してまいりたいと考えております。

飯島（力）委員 次に、現在、農作業において軽トラをはじめ様々な農機具が使われていますが、県内生産者へEV軽トラとか電動農機を普及した場合、CO₂の削減効果はどのぐらい見込まれるのか、伺います。

手塚農業技術課長 県下約1万5,000の販売農家がございます。こちらのガソリンの総使用量をCO₂に換算をいたしますと、EV軽トラでは約19万トン、また電動農機具は1.3万トンのCO₂が削減されると試算してございます。合わせまして、約20万トンのCO₂削減になるものと試算しております。

飯島（力）委員 最後に、農業分野でのカーボンフリーの実現には様々な再生可能エネルギーの活用が必要と考えますが、どのようなエネルギーの活用を行っているのか、伺います。

手塚農業技術課長 将来のカーボンフリーの実現のためには、太陽光のほかに本県の強みであ

る水素も活用をしていくことが不可欠であると思います。そのため、農業用ハウスのグリーン水素を活用した加温機を本年度から企業と共同開発いたしてまいります。そして、共同開発の結果を踏まえて実証試験を目指してまいります。このようなことで、電気、水素を活用した新しいエコシステムというようなことで対応してまいりたいと思います。

飯島（力）委員 加温のハウスはどこでやりますか。

手塚農業技術課長 守秘義務がございまして、メーカーの名称までは申し上げられないのですが、加温機の開発メーカーと、県の開発をつかさどる母体とすると、総合理工学研究機構が一緒になって開発を、今からしていくところでございます。

志村委員 関連して、歳入のほうに繰入金826万円、この繰入れの原資はどちらからですか。

手塚農業技術課長 環境・エネルギー部で所管をしております環境保全基金を活用いたしてまいります。

（やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金）

志村委員 では、次の農の3ページのやまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の内容をお聞きしたいのですが、今回の1億1,800万円の中、大体何件ぐらいの申請があって採択になるのか、お願いします。

齋藤果樹・6次産業振興課長 件数と申しますのは、何件応募があって採択になるかということによろしいですか。

そちらにつきましては、私ども県としてはこの1件の応募をしてございますが、国のほうでどの程度の公募があって、どの程度が採択されるかということについては一切公表されていないということでございます。

志村委員 これ自体は1件ということですね。具体的な内容を差し支えなければ。

齋藤果樹・6次産業振興課長 今回の補正でお願いしている案件につきましては、整備事業1件でございます。

内容につきましては、笛吹市石和町内で意欲ある農家とともに共同出荷に取り組む農業法人が整備いたします共同利用施設の整備ということで、選果レーンの中に高性能の光センサーを組み込んだ選果場を新たに整備するというものでございます。

志村委員 分かりました。

このやまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金にスマート農業枠というのがあると思うのですが、あくまで集出荷施設で光センサーだから、スマート農業枠には入らない内容ということですか。

齋藤果樹・6次産業振興課長 御指摘のようにスマート農業枠ではございません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(県内の果樹の状況について)

菅野委員

県内の果樹の状況について伺います。

南アルプス市では、今期、サクランボについて、なり具合があまりよくないということで、生産や出荷量が落ち込んだと聞いておりますが、県として、南アルプス市だけに関わらず、県内のそうした状況をつかんでいらっしゃいますか、伺います。

手塚農業技術課長 今年のサクランボの出荷の状況からまず申し上げます。

J Aの出荷実績でございますが、6月末の時点で約39トンということで、前年に比較しますと43%という状況であったと承知しております。

結実が悪くなった原因は、3月22日の朝方が非常に冷え込みました。こちらが甲府でマイナス2.4度、南アルプスに近いほう、葦崎ですとマイナス4.8度という状況でした。まだサクランボのつぼみの状態の前ぐらいの状態であったのですが、そこまで冷え込みますと、やはりつぼみの中の雌しべが寒さでやられてしまうというようなことがあったのが一点。

もう一点が、サクランボは大体4月10日前後に満開を迎えております。その時期に、受粉の時期になるのですが、高温の状態が続いたということがありましたので、そこで受粉をしたものの受精をしなかったという状況の2点が影響したものと捉えております。

菅野委員

承知しました。ぜひ、引き続き県内で被害の実態をつかんでいただいて、J Aと協働していただいて必要な対策を取っていただきたいと思っております。

現時点で、今回の結果に対して何かしらの対策を講じているということはあるでしょうか。

手塚農業技術課長 今年の不作の状況は、J Aの全体の営農の次課長会議というようなもので皆さんと共有をさせていただいております。また、特に花の時期の対応が管理上、非常に重要になってまいりますので、そういったところは、受粉の回数を増やすとか、あるいは寒さに対応した適切な対策を行うとかいうことを捉えてまいりたいと思っております。

また、今年度は来年に向けての土壌の管理も重要になってまいります。夏場が特に乾燥しますと、翌年の花芽を充実させることが難しくなりますので、今後の管理も非常に重要になってまいりますので、その点も踏まえて指導管理を徹底してまいりたいと思っております。

菅野委員

ぜひ、よろしくお願ひいたします。

(桃やスモモの輸入解禁後の状況について)

もう一点伺います。桃やスモモの輸入解禁後の状況です。昨年度、輸入が解禁されました、それ以降、輸入品と県産品との競争と申しますか、売上げの関係等について伺いたいと思っております。

齋藤果樹・6次産業振興課長 米国産のスモモの輸入解禁がございまして、令和3年度から輸入が実際に始まってございます。令和3年度につきましては、アメリカ産のニ

ホンスモモについては169トン、令和4年度につきましては231トン、令和5年度につきましては200トンの入荷がございます。本年度も6月下旬から入荷がありまして、6月末現在で約9トン弱が輸入されております。過去3年に比べてほぼ同じペースで入ってきているということでございます。

ただ、販売されている店舗につきましては、ほぼ外資系の会員制のスーパーに限定されておりまして、特に京浜地区のそういったところで販売されているという中で、外資系のスーパーの中で日本産のスモモと競合する場合もないということでございます。

もう一つには、品質を知りたいということで、私どももそのスモモを入手して、品質を見させていただいておりますが、中には非常に甘くて大きなものもありますけど、1つのロットの中に傷がついていたり、あるいは味がかなりぼけているものがあつたりというようなことで、品質に非常にばらつきがございます。そういった意味では、品質的には日本産のものが十分優位性を保っていると考えてございます。

ただ、今後アメリカのほうが日本のスモモを意識して品質の高いものを厳選して持ってくるような状況になれば、今後の競合も懸念されますので、引き続き入荷量とともに品質を注視しながら、日本産との競合が心配されるときには、しっかりと日本産スモモを売っていくようなことが必要ではないかと考えてございます。

菅野委員

分かりました。昨年度、農業団体の方にお話を伺った際は、地元で作っていらっしゃるということで、作っていらっしゃる果樹に対しては絶対の自信を持っていらっしゃるのですけども、そうは言ってもより高級な品種に集中して変更したほうがいいのではないかとか、そういったお話もあった中で、やはり施設整備に対する支援も含めて輸入対策というのが必要になると考えるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

齋藤果樹・6次産業振興課長 県といたしましては、海外産との競合に打ち勝つために、まず委員のおっしゃられました、より良いものを作っていくというような中では、生産者が行います優良品種の改植に対して支援をさせていただいております。

それから、施設も含めてということでございますが、特にスモモにつきましては、令和3年度以降、高品質化と安定生産に向けて、スモモの雨よけ施設の整備に対して助成する制度を設けて御活用いただいているところでございます。

菅野委員

最後に、先ほど外資系のスーパーという話がありましたけれども、特に南アルプス市は、今その外資系のスーパーが参入をするということに当たっての危機感をすごくお持ちでした。そういったことも含めて、南アルプス市の隣近所ではないのですけれども、引き続き、ぜひ品種の改良やそれから施設整備というところへの支援を要望して質問を終わります。

齋藤果樹・6次産業振興課長 産地の皆様の危機感を十分に受け止める中で、必要な措置を講じてまいりたいと考えてございます。

(降ひょうの被害について)

志村委員

2つ聞きます。1点目は、6月3日、4日にひょうが降りりましたが、農業技術課ですぐ事後対策してくださいという案内を出していただきましたけど、もし被害の状況等を把握していたら一応お聞かせいただけますでしょうか。

手塚農業技術課長 6月3日、4日で、峡東地域を中心に被害がございました。今回の被害は、

一部園地での降ひょうに限られた状況でございまして、果物におきましても、非常に重要な時期ではあったのですが、面積的にもかなり低い値で終わったところなんです。あと、4日の日はかなり甲府の南のほうまでひょうが降りました。そこは野菜の関係がある程度ありましたけれども、そちらも大きな影響はないと捉えておりますが、一部被害のあったところにつきましては、事後対策指導をさせていただいた状況です。

志村委員 ありがとうございました。

(農畜水産物戦略的輸出拡大事業の進捗状況について)

もう一点は、農畜水産物戦略的輸出拡大事業でプロモーションを今年度もやられていると思いますが、現在の進捗状況というか、事業の状況を聞かせてください。

小林販売輸出支援課長 お尋ねの戦略的事業の関係でございまして、事業者をプロポーザルで決定いたしまして、6月初旬から打合せを行い、事業のほうに入っています。現地でのフェアですとかSNS等による情報発信、予定されていたものを順調に進めたいと考えているところです。

志村委員 もし差し支えなければ、事業者名と、それからアジア諸国でのリアルプロモーションということになっているのですが、具体的にどこの国に行こうかなという予定、計画でいるのか、お願いします。

小林販売輸出支援課長 プロポーザルにより決定いたします事業者につきましては、ホームページでも公表しておりますけれども、株式会社アトムになります。

今年度の戦略的事業の対象国につきましては、香港、台湾、シンガポール、タイ、マレーシア、UAE、インドネシア、中国、ベトナムになってございます。

志村委員 これで最後にしますけど、その際には、県でも一緒に帯同して行かれたりする機会もあるのでしょうか。

小林販売輸出支援課長 他に農協さんとも同じようにプロモーションしておりますので、いろんな機会を捉えてうまくマッチングさせて、見られるところは見たいと考えています。

志村委員 分かりました。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県外調査については、8月26日から8月28日に実施することとし、詳細については後日連絡することとされた。
- ・本委員会が5月29日に実施した県内調査については、議長あてにその報告を提出したことが報告された。

以 上

農政産業観光委員長 長澤 健